

2010年6月24日

昨年7月熊谷村で産廃シンボジウムがあった。その中で県の環境行政は全国で一番遅れているという三井連の弁護士への指摘があったので検証してみる。

私の住宅から400〜700m以内に安定型処分場2社4施設が操業中である。処分場跡地等を含めると

敷地面積は都屋の集落の約4倍ある。県内産廃容量の60%を占め、都屋、波平、楚辺、大浜、座喜味は処分場からの環境被害に30年余毎日さらされている。

粉じん対策として業者が散



新里 春子

行政は生命守る視点を

産廃施設の環境被害

水している地下水から住民調査で基準値の5倍のヒ素が検出されヒ素も周辺に拡散している。

安定型産廃処分場O社からクロルデン(製造・使用・販

布している地下水から住民調査で基準値の5倍のヒ素が検出されヒ素も周辺に拡散している。原因について何一つ明らかにしていない。住民調査では安定型に搬入可能なコンクリートの粉砕場の廃液から高

濃度のクロルデンが検出され6価クロム、硫化水素ガス等が検出されている。

県も独自に調査をしたが粉砕した廃液のクロルデンのデータは住民には公表していない。

新を許可した。信じられない

なぜか? 公表したら「安

定型処分場は危ない」ということがばれてしまうからである。

またO社の焼却処理すべき

一般廃棄物の搬入は違法であり県はその違法性も告発せず覆土を認めている。その結果

タンガスが検出された。どれも企業のずさんな操業と、それを許した行政の怠慢の結果である。

地中では化学変化が起き硫化水素が発生。大気を汚染している。

調査で高濃度の数値や、安定型で出るはずのない有害物質が検出された時、監督、指導権をもつ県の発言は「健康に害はありません」。

また安定型処分場M社は2005年に校舎改築の際出た危険なアスベストを搬入し埋土している。

処分場の有害物質発生の原因追及、情報公開と対策、業者への指導と有害物質除去等、生命と生活を守る視点が欠如しては、県の環境行政は遅れているところか悪化させている。(熊谷村、62歳)

地下水温が30度を超え周辺井戸からも基準値の120倍のヒ素等が検出された。処分場跡地からも今年5月の事業者の調査で16万8千ppmのメ

粉じん対策として業者が散

論壇